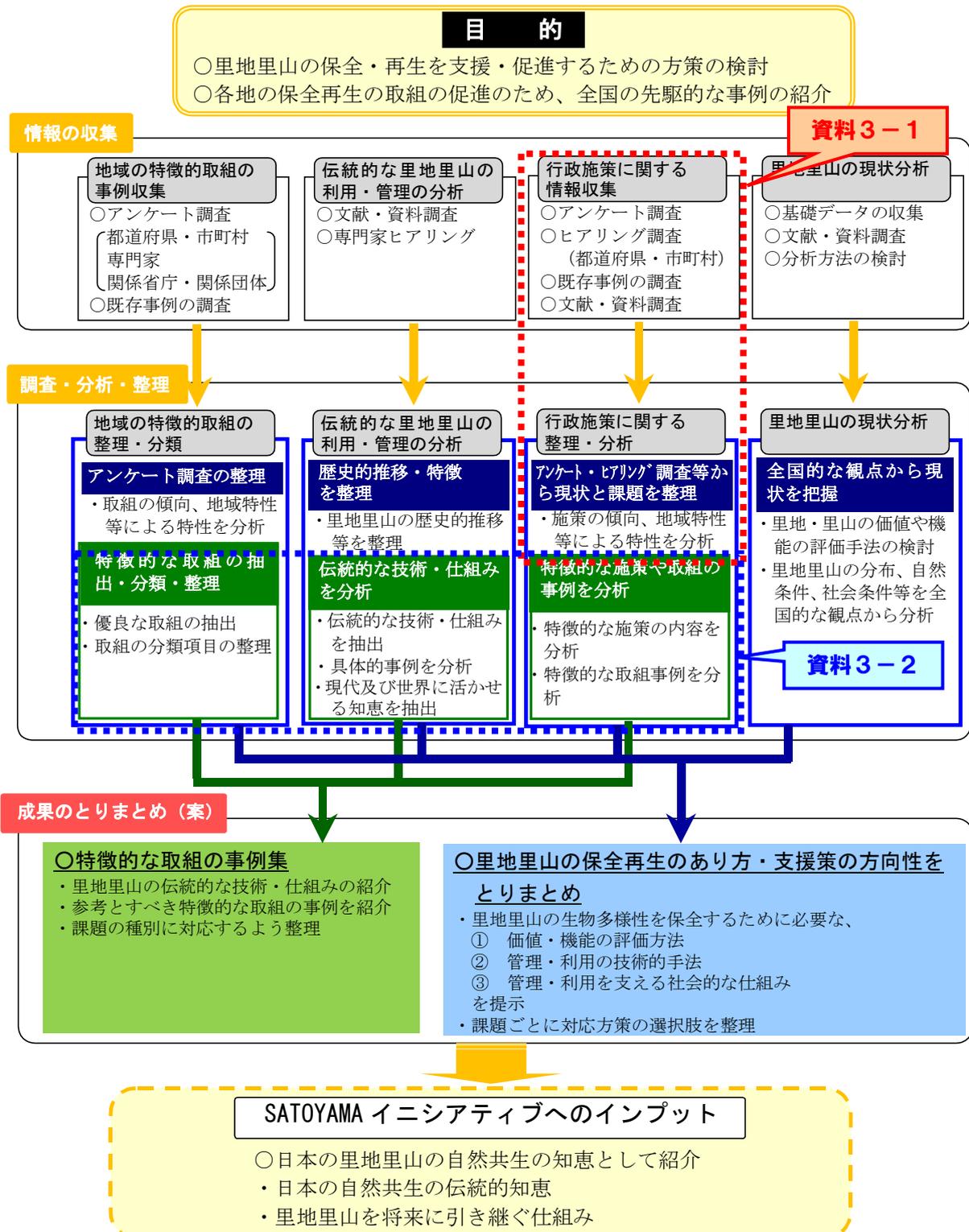


国・都道府県の施策動向

本資料では、行政施策に関する情報収集及び整理・分析結果の概要を示した。
 なお、全体の検討の流れにおける本資料（「資料 3 - 1」）及び併せて提示する「資料 3 - 2」の位置づけは下記の通りである。



1. 国の関連法令・事業等

1) 国土計画・国家戦略・基本法等における里地里山の位置づけ

★ 各分野で里地里山の重要性や保全・再生の必要性が位置づけられている

- ・国土利用計画法に基づく土地利用計画上の地域区分では、実体上里地里山は自然環境保全地域以外の都市地域・森林地域・農業地域・自然公園地域の4地域にまたがって分布している。
- ・環境基本法の成立を契機として、環境の保全には生態系の微妙な均衡を保つ必要があり、森林・農地・水辺等の多様な自然環境の体系的保全の重要性が明確にされた。
- ・生物多様性国家戦略では第一次の戦略から、里地里山は我が国の生物多様性保全上重要な地域としての位置づけがなされており、2007年に閣議決定された第三次戦略では生物多様性からみた国土の捉え方の一つとして里地里山を位置づけ、その自然資源の持続可能な利活用や地域全体で支える仕組みづくりを目指すという目標設定がなされた。
- ・国土形成計画法に基づく全国計画でも、里地里山の適正な保全・管理の推進及び多様な主体の協働による地域経営システムや地域課題の解決システムの構築が目標として示された。
- ・森林・林業基本法でも森林の有する多面的機能の持続的発揮が位置づけられ、食料・農業・農村基本法でも農業の有する多面的機能の発揮が謳われ、農業や森林・林業における自然環境保全、良好な景観形成、文化の伝承等の機能も重要な施策目的とされている。
- ・2005年に施行された改正文化財保護法では、新たな文化財の分野として、「文化的景観」（地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地）が位置付けられた。

2) 里地里山に関連する個別法・各種事業等による施策の現状

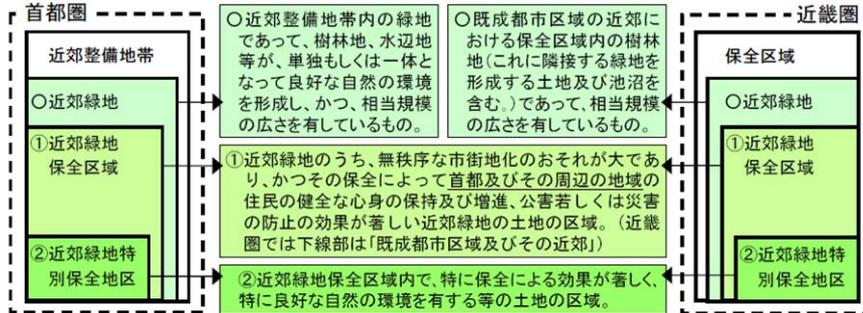
★ 様々な分野にまたがる里地里山の生物多様性の保全・管理を網羅的、横断的に規定した法・事業は存在せず、個別・または複数の対策の組み合わせでの対応が図られている

分野	里地里山保全・活用に関連する施策動向
土地利用関連	<ul style="list-style-type: none"> ・従来より、原生自然などの保全対象地域は指定地域内での各種行為の規制により保全を図るという規制的手法が取られてきた。 ・近年は、生物多様性の保全を促進する観点から、二次的自然地域に対して、土地買上への補助、管理協定の締結、管理団体の認定、土地所有者への税制優遇措置等、管理の継続を担保するための各種制度の導入が図られつつある (例：大都市圏における近郊緑地保全制度の改正（拡充）による「管理協定制」の創設、自然公園法の改正による「風景地保護協定・管理団体制度」の創設)
生物関連	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地域内や特定種に対する行為規制のほか、指定地域や特定種に対する直轄の保全・対策事業の実施及び地方自治体の事業実施支援が行われてきた。国レベルでは、新たに生物多様性保全活動に必要な経費に対する交付金制度が創設された（生物多様性保全推進交付金）。
農林業関連	<ul style="list-style-type: none"> ・農林地の多面的機能の適切な発揮等を目的として、自然や景観・文化の保全等に関して、地域の取組への支援が実施されてきている（農地・水・環境保全向上対策等）。
バイオマス利用関連	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスの新たな利活用の促進に向けた各種事業において、地方自治体の推進計画策定、バイオマス利活用の技術開発・需要拡大等に対する支援措置が実施されている（バイオマスタウン構想、バイオ燃料法）。
地域振興関連	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体の地域振興計画の策定や各種整備事業等に対する助成措置、事業者や住民等への資金融資の特例等の措置が実施されている。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法、自然再生推進法、エコツーリズム推進法等では、協議会等の設置による計画策定手続きの導入による地域住民・NPO等の参加・役割の明確化が図られている。 ・里地里山の保全・再生の実践的モデル事業が進められるとともに、活動への参加促進のため、活動団体や専門家に関する情報発信等が積極的に行われている。また、里地里山に関わる身近な生物調査やRDB種の選定等が全国的に実施されている。 ・文化財保護法に基づき、棚田、段々畑、集落等の景観が「重要文化的景観」に指定され、文化的価値を有する里地里山地域特有の景観の保護が図られている。

■大都市圏における近郊緑地保全制度の概要（国土交通省）

目的： 良好な自然環境を有する緑地の保全に関し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯等の無秩序な市街地化を防止し、首都圏等の秩序ある発展に寄与することを目的とする。

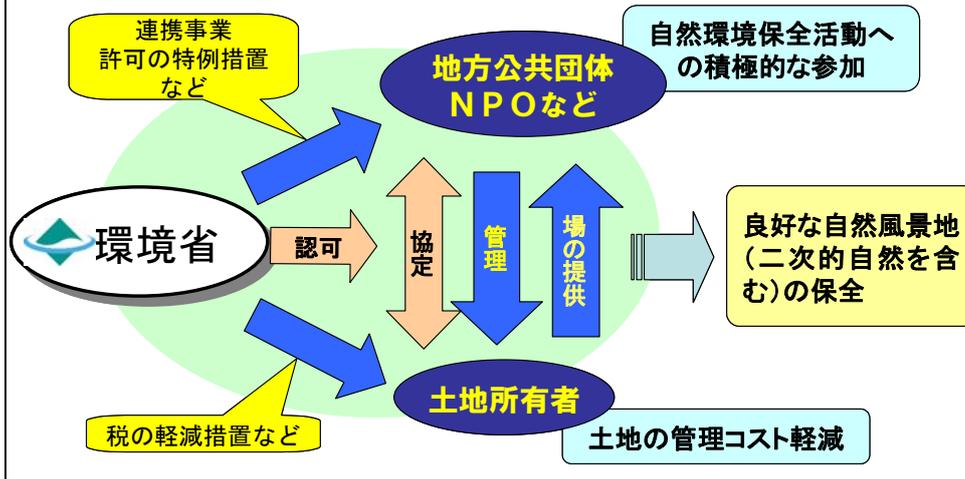
根拠法： 首都圏近郊緑地保全法(昭 41法101)、近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭 42法103)



- 特定の行為に対して①では知事への届出、②では知事の許可が必要になる。許可を得られずに損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。
- 地方公共団体又は緑地管理機構(NPO法人等)と近郊緑地の所有者等が全員の合意の下、近郊緑地保全区域内の近郊緑地の管理に関する協定を締結することができる。
- 近郊緑地の保全に要する費用は都道府県が負担

国土省HP:「大都市圏における近郊緑地保全制度の概要」より抜粋

■風景地保護協定・管理団体制度（環境省）



■生物多様性保全推進交付金（環境省）

交付金事業（地域生物多様性保全活動支援事業）：国費 1/2

- ・ 下記支援メニューのいずれかに合致する活動等であって、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等を実施するために必要な経費
- ・ 公募対象は、原則として、2以上の主体から構成され、地方公共団体等の参加を得た地域生物多様性協議会とする。また、事業開始までに協議会の設置が見込まれる地方公共団体等についても公募の対象とする。

[1]野生動植物保護管理対策

- ・ 種の保存法に基づく保護増殖事業計画に位置づけられた事業
- ・ 鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画に位置づけられた事業
- ・ 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針に基づく保全事業（自然公園等事業の対象事業を除く）
- ・ 環境省版レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類またはⅡ類に位置づけられる種であって、緊急な対策等が必要な種に関する事業

[2]外来生物防除対策

- ・ 外来生物法に基づく防除計画に位置づけられた事業
- ・ 国内移入種または要注意外来生物に関する対策であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業

[3]重要生物多様性地域対策

- ・ 自然再生推進法に基づく事業実施計画に位置づけられた事業（自然公園等事業の対象事業を除く）
- ・ 世界遺産条約に基づく自然遺産の登録地において行われる事業であって、世界遺産の管理計画に位置づけられた事業
- ・ 法令または国際条約に基づく保護地域、ユネスコの定める生物圏保存地域（MAB）、もしくは環境省の選定する重要湿地、特定植物群落等における事業であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業

■農地・水・農村環境保全向上対策（農水省）

共同活動への支援

多様な主体が参画



地域共同による効果の高い取組を行う活動組織に対して、その活動経費を支援



更に環境にやさしい農業を実施

更に活動をステップアップ

営農活動への支援

上記の共同活動に加えて、

- ・地域全体の農業者により環境負荷低減に向けた取組を行った上で、
 - ・地域でまとまって化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減する等の先進的な取組を行った場合、
- 取組農家に配分可能な交付金を交付。



促進費

活動の質をさらにステップアップさせる取組に対し、促進費を交付。



農林水産省HP:「農地・水・農村環境保全向上対策の取り組み方」(パンフレット)より抜粋

■バイオ燃料法（農水省・経産省・環境省）

法律

【目的】
農林漁業に由来するバイオマスのバイオ燃料向け利用を通じた、農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギー供給源の多様化

【概要】
・食料・燃料の安定供給への配慮
・地球温暖化対策との調和

○国が基本方針を作成
・促進に関する意義及び基本的方向等について記載

○基本方針に基づき作成された計画を国が認定
・農林漁業者等とバイオ燃料製造事業者が共同で原料生産と燃料製造に取り組む計画（生産製造連携事業計画）
・バイオ燃料の製造の効率化に向けた研究開発に取り組む計画（研究開発事業計画）

○認定された取組を国が支援
・農林漁業者に対する改良資金等の特別
・中小企業投資育成株式会社の実務特別
・産業廃棄物処理事業推進財団の実務特別
・新品種の育成に対する登録料等の減免
・バイオ燃料製造業者に対する固定資産税の減免

農林漁業の持続的な発展の観点から農林水産省
エネルギー供給源の多様化の観点から経済産業省
廃棄物であるバイオマスの適正処理の観点から環境省
の三省が共同で取り組みを推進

農林水産省HP:「農林漁業バイオ燃料法の概要」より抜粋

■景観法（国交省・農水省・環境省）



国交省HP:「景観法の概要」より抜粋

2. 地方自治体（都道府県）の施策

1) 里地里山に関連する都道府県による施策の現状

★ 里地里山の保全を目的 または 目的の一つとして位置付けた県条例を制定している

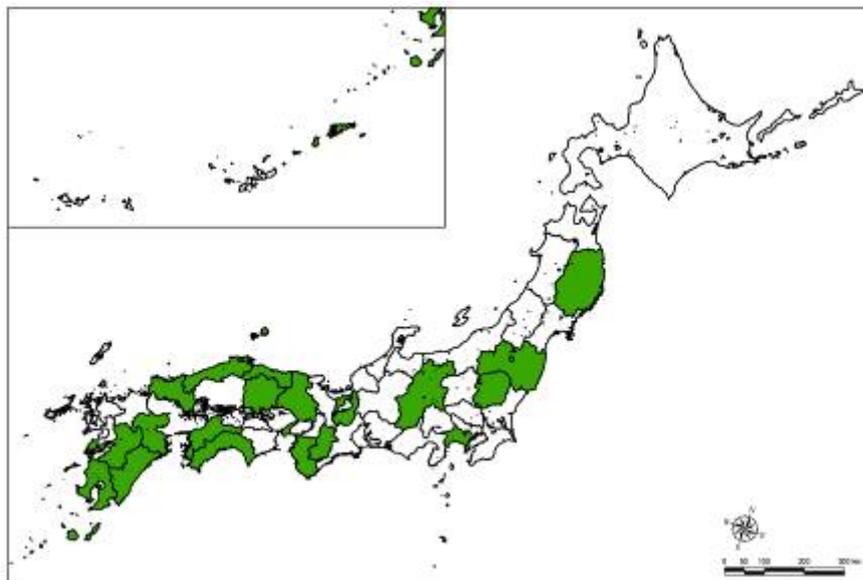
- ・地方自治体では、里地里山の保全を目的、または目的の一つとして位置づけた条例を制定しており、神奈川県・千葉県では里地里山の保全を明確な目的として位置づけている。
- ・埼玉県、東京都、石川県、三重県、大阪府などは、より広く緑や森林を保全することを目的とした条例を制定しており、その中で里地里山の保全・管理を重要な課題として位置づけ、重点的に保全・管理する制度等を確保している。

★ 多くの県で「森林環境税」が導入されており、里山林整備を位置付けているものもある

- ・神奈川県、岩手県、福島県など多くの県では森林環境税が導入されている。税収の用途は水源涵養や土砂災害の防止といった観点から、森林整備を県もしくは市町村が公共事業の一環として実施するケースが多い。
- ・神奈川県や栃木県のように里山林の整備も森林環境税の用途に含まれている県もあり、里山林の整備を地域住民やボランティアの参加により実施し、その活動や取組への支援に税収の一部を投入するような仕組みも模索されている。

★ 様々な形で里地里山の保全・管理に関係する事業が実施されている

- ・その他、各都道府県では、土地所有者と活動団体の協定締結の促進・認定、企業の活動参加の促進、活動費の助成、情報発信、モニタリング支援等、様々な形で里地里山の保全・管理に関する事業が実施されている。



(参考) 森林環境税を導入している県の分布

2) 里地里山に関連する都道府県による特徴的な施策

都道府県による特徴的な施策として、下記のものが挙げられる。

県名	概要
神奈川県	<p>★ 里地里山に特化した「里地里山の保全・再生・活用条例」</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活様式の変化や農家の減少・高齢化などを背景に適切な管理が行き届かず、その恵み多き機能が失われつつある里地里山を次世代へ引き継いでいくため、規制や買取などの手法によらない、地域住民を主体とする保全等の仕組みを定める「里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」を制定した。 H16 から実施しているモデル地域での取組を踏まえ、地域住民を主体とした里地里山の保全・再生・活用を目指している。
石川県	<p>★ 幅広い地域の環境保全を目的とした「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」</p> <ul style="list-style-type: none"> 県土の6割以上が里地里山であるという環境を有する県であり、里地里山の保全・活用は地域の環境保全及び地域振興と同義として捉えられている。そのため里地里山に特化した条例ではなく、幅広く地域の環境の保全活用の推進という観点から「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」を根拠条例としている。 <p>★ オール石川として取り組むための「里山利用保全プロジェクトチーム」の結成</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記のような地域特性を踏まえ、従来の環境と農政の部局のみの対応ではなく、各部局の横断的な施策展開により、里地里山の保全・活用に効率的に取り組むべく、環境・農政・企画・商工・観光・土木の各部署が里地里山施策に関する情報共有と事業調整を行うため、「里山利用保全プロジェクトチーム」を結成した。 金沢大学・国連大学等も石川県の里山に着目した研究・実践が行われており、民官学が連携・協働した里山再生と人材育成による地域振興への取組も行われている。
京都府	<p>★ 「モデルフォレスト運動」による企業連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 京都府では南部は比較的都市化が進み、北部は人口減少が激しい地域であり、府内に状況が異なる2つの地域を有する。 里地里山に関しては「モデルフォレスト運動」（持続可能な森林づくりを目的とした、地元住民に加えて、多面的機能の受益者である都市住民・ボランティア・NPO・企業等の参加による実践活動）をきっかけとして取組が加速化した。 もともと京都の企業には社会貢献・環境貢献という意識の高い企業が多いという特性があり、モデルフォレスト運動の推進にも企業の参画が不可欠との認識があった。 また、京都議定書誕生の地であることから、温暖化対策条例も独自に制定しており、里山対策と温暖化対策を車の両輪として進めてきた経緯もあり、「企業」の関与と温暖化対策との連携に京都府の里地里山施策の特徴がある。
栃木県	<p>★ 森林環境税を財源として里山林整備事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 栃木県では H20 年度から「とちぎの元気な森づくり県民税」が導入された。個人は年額700円、法人は均等割額の7%を納付し、「とちぎの元気な森づくり基金」として積立している。 基金のうち年額2億円をかけて「明るく安全な里山林整備事業」を実施することとしており、市町の行う自然環境・景観の保全、通学路の安全安心、野生鳥獣害の軽減のための里山林整備を支援している。 里山林の整備を実施する森林に対しては市町村と土地所有者との間に整備協定を締結することにより、一定期間の土地転用禁止等の制限をかける一方で、整備後の4年間は管理費の補助が受けられる仕組みとなっている。 里山林の整備やその後の管理の実施は市町村に一任しているが、県としては土地所有者や地域住民等に実施してもらうことにより、本事業を契機として里山林管理に対する地元の組織化や体制づくりが進むことを期待している。

3. 里地里山の立地条件に応じた国・県施策の状況

国及び都道府県の施策等の実施状況を踏まえると、概ね下記のような立地条件に応じた特性が見られるものと考えられる。

都市からの距離	人口	地域	施策の状況
近い 	多い 	都市近郊地域	■都市緑地保全施策による担保・活用 ・既に開発が進み、里地里山特有の自然環境は希少な存在となっており、強い開発圧にさらされている。 ・国や都道府県の法令等で土地の公有化や行為規制を行うための支援施策が講じられていることが多い。
		都市周辺地域	■都市と水源地域に挟まれ個別施策による対応が困難 ・土地利用規制等により開発は上記に比較して小さく、ある程度まとまった樹林地・農地が存在するが、ベッドタウン化などにより、農山村地域とは言えない場所も多い。また、都市近郊地域による緑地保全施策の適応地域と周辺の水源保全施策の適応地域の間位置する。 ・面積的には比較的限られた地域ではあるが、行政による農林業関連施策、森林の保全・活用施策等の個別施策によりそれぞれ対応している場合が多い。
		山地	■都市水源保全施策による担保・活用 ・大都市の水源として利用されている河川の中上流に位置する地域であり、造林地と二次林等が混在する広大な森林地域が連続的に広がっている。 ・都道府県が森林環境税（水源税）を導入し、都市部の税収を水源林の保全・活用に投入されている地域もある（神奈川県等）。
		中山間地域	■分野別の個別施策の組み合わせによる対応 ・全国的に見て大面積を占めることに加え、当該地域の大部分が里地里山（人為が加わるにより維持されてきた樹林地・農地等）として捉えられる地域である。 ・林地や農地については地域社会の維持・活性化と環境保全の両立の観点等からの施策が、貴重な自然環境を有する地域については自然環境の保全・活用施策など、分野別の個別施策・事業がそれぞれの地域において個別に進められている。
遠い 	少ない 	奥山周縁地域	■主に森林の多面的機能や自然環境の保全・活用施策による対応 ・中山間地域と比べて原始的な自然が多く、里地里山として捉えられる地域が含まれる比率は比較的小さい。 ・主に、森林の多面的機能や自然環境の保全・活用施策等による対応が図られている。